ひたちなか市水道事業低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市水道事業が発注する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(施設修繕を含む。)をいう。以下同じ。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)を執行するに当たり、契約ごとに契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格をもって入札した者があるときにおける落札者の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする競争入札)

- 第2条 調査基準価格を設ける競争入札は、設計金額が5,000万円を超える工事の契約に係る競争入札とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、設計金額が5,0 00万円以下の工事の契約に係る競争入札に調査基準価格を設けることができる。 (調査基準価格)
- 第3条 調査基準価格については、ひたちなか市低入札価格取扱要綱(平成28年 告示第30号)第3条第1項から第3項までの規定を適用して得た額とする。
- 2 管理者は、前項の規定により調査基準価格を定めたときは、当該調査基準価格 を調査基準価格書(別記様式)に記載し、これを密封するとともに、開札の際に これを開札場所に置かなければならない。

(調査基準価格を下回る入札があった場合の対応)

- 第4条 管理者は、競争入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最低入札価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)による契約の履行では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、総務課長及び工事主管課長(以下「契約調査職員」という。)に、数値的判断基準による判定(以下「判定」という。)を行わせるものとする。ただし、工事の性質上判定により難いと契約調査職員が認めるときは、当該工事について判定を行わないことができるものとする。
- 2 管理者は、判定の結果、当該最低価格入札者による契約の履行では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めなかった場合又は前項ただし書の規定により判定を行わなかった場合には、当該最低価格入札者による契約の

履行では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて,契約調査職員に調査(以下「調査」という。)を行わせるものとする。

3 判定及び調査は、契約調査職員のうち総務課長が主宰する。

(判定の実施)

第5条 判定は、最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額と別に定める数値的判断基準の額を比較することにより行うものとする。

(調査の実施)

- 第6条 調査は、最低価格入札者から次に掲げる事項を記載した書類(以下「調査書類」という。)の提出を受け、その内容について聴取することにより行うものとする。
 - (1) 入札金額の決定理由及び入札金額の積算内訳
 - (2) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況
 - (3) 同種又は類似の手持ち工事の状況
 - (4) 手持ち資材及び機械数の状況
 - (5) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係
 - (6) 労務者の具体的な調達の見通し
 - (7) 下請予定業者名及び予定下請金額
 - (8) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務,資材等の調達ができるとの主張がある場合にあっては、その適否
 - (9) その他必要な事項
- 2 調査書類については、その提出後における差替え又は追加提出を認めないものとする。ただし、契約調査職員が調査の過程において必要と認めたときは、この 限りでない。
- 3 調査における判断基準は、別に定める。

(落札者の決定)

- 第7条 契約調査職員は、判定及び調査を終了したときは、これらの結果に意見を付した書面により、管理者に報告するものとする。
- 2 管理者は、判定及び調査の結果並びに契約調査職員の意見を踏まえ、当該最低 入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認 めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認める ときは、当該最低価格入札者を落札者としないものとする。
- 3 前項の規定により最低価格入札者を失格とした場合において、最低入札価格に 次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格である ときは、当該次順位価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 4 第4条から前条まで及び前3項の規定は、前項に規定する場合であって、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときにおける当該次順位価格をもっ

て入札した者について準用する。

(施工体制の確保)

第8条 管理者は、調査を実施し、契約を締結した工事については、適正な施工体制の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後のひたちなか市水道事業低入札価格取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に行うひたちなか市水道事業会計規程(平成6年規程第7号)第93条の公告に係る一般競争入札及び指名競争入札から適用する。

別記様式(第3条関係)

| 調査基準価格書 | | |
|--------------------|---------------|---|
| 入札 (見積) 執行年月日 | | |
| 契約の方法 | | |
| 契約の件名 | | |
| 設計(見積)額 | | |
| 設計(見積)額の***分 | | |
| の100(注) | | |
| 調査基準価格 | | |
| 入札 (見積) 書比較価格 | | |
| 上記のとおり調査基準価格を決定する。 | | |
| 年月 | 日 | |
| | ひたちなか市水道事業管理者 | 印 |
| 専決により決定した者の職氏名印 | | |

(注) ***の数値については、次の計算式により算出するものとする。

100+(当該契約に係る消費税及び地方消費税の税率×100)